

毎週火、金曜日発行(但休日、土曜、日曜、祭日、昭和四年四月十五日第三種郵便物) (ときは曜日)

鳥取県公報

目次

- ◇条例 鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例
- ◇告示 木材業者及び製材業者の登録
計量器定期検査の実施
鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集
米飯提供業者の登録
豚等の移入禁止区域の指定
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 警察官採用試験の実施

条 例

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

三十八年 丸 山 鳥取市丸山町 簡易耐火 三、一〇〇円

を

三十八年 丸 山	鳥取市丸山町	簡易耐火	三、一〇〇円
三十八年 八 幡	倉吉市余戸谷町	中層耐火	二、七四〇円
三十八年 八 幡	倉吉市余戸谷町	簡易耐火	二、七九〇円

に改める。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名
八木第二八号	昭三八、一二、九	八頭郡智頭町大字西野	春摘政次郎
米木第六四号	一〇、三	西伯郡会見町天万	富永 昇
第六五号	"	米子市上福原一、五二四の三	倉西鶴太郎
第六六号	一一、一一	西伯郡大山町坊領	下島 初蔵
第六七号	"	伯仙町尾高	後藤 續
第六八号	一一、一三	会見町天万九三四	新井和一郎

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名
第六九号	"	米子市東町七七	田中 武
第七〇号	"	角盤町四丁目九六	塩谷 義雄
第七一号	"	上福原一、一五三の四	影島 精一
第七二号	"	諏訪七七	湯原 良一
第七三号	"	昭和町七四の四	橋本 博
第七四号	"	上新印二五六の六	田中 明盛
第七五号	"	蚊屋二九二の一	松山 義次
日木第一一号	七、一八	日野郡日野町根雨	近藤孝四郎
第二二号	二五	日南町生山七二七	天崎 清二
第三三号	九、一八	日野町根雨、支店の一	松本 勲
第一四号	一〇、一	久住	遠藤 蒼夫

製材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名
米製第四九号	昭三八、一〇、三	西伯郡会見町天万	富永 昇
第五〇号	"	中山町塩津九〇六の一	橋井 まき
第五一号	"	西伯町下中谷八二四の二	遠藤 孝富
第五二号	一一、一一	大山町坊領	下島 初蔵
第五三号	"	伯仙町尾高一、七五三	後藤 續

第五四号	〃	一、二、一三	〃	会見町天寿丸三九	〃	新井和一郎
第五五号	〃	〃	〃	米子市東町七七	〃	田中 武
第五六号	〃	〃	〃	角盤町四丁目九六	〃	塩谷 義雄
第五七号	〃	〃	〃	蚊屋二九二の一	〃	有限会社松山林業 松山 義次
第五八号	〃	〃	〃	上新印二五六の六	〃	春日林業合名会社代表社員 田中 明盛
第五九号	〃	〃	〃	諏訪七七	〃	湯原製材所 湯原 良一
第六〇号	〃	〃	〃	上福原一、一五三の四	〃	影島木材有限会社代表取締役 影島 精一
日製第七号	〃	七、二六	〃	日野郡日南町生山	〃	若月製材 若月 明義
第八号	〃	九、一八	〃	日野町根雨、志三の二	〃	有限会社松本製材根雨工場代表取締役 松本 勲
第九号	〃	一〇、一	〃	溝口町二部	〃	森 治夫

鳥取県告示第四十八号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、八頭郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	時 間	検査区域	検査場所
三月 九日	午前九時三十分から午後三時まで	八頭郡郡家町	中私郡小学校

一〇日	〃	〃	〃	〃	〃	郡家公会堂
一日	〃	〃	〃	〃	〃	河原町公民館
二日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃	〃	〃	〃	西郷公民館
三日	午後一時から午後三時まで	〃	〃	〃	〃	散岐瀝果場
四日	午前九時三十分から午後三時まで	〃	〃	〃	〃	船岡小学校
五日	午前九時三十分から午後三時まで	〃	〃	〃	〃	安部小学校
六日	〃	〃	〃	〃	〃	八東小学校
七日	〃	〃	〃	〃	〃	八東小学校
八日	〃	〃	〃	〃	〃	丹比小学校
九日	〃	〃	〃	〃	〃	池田小学校
十日	〃	〃	〃	〃	〃	若校小学校
十一日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃	〃	〃	〃	社 農業協同組合
十二日	午後一時から午後三時まで	〃	〃	〃	〃	大村農業協同組合
十三日	午前九時三十分から午後三時まで	〃	〃	〃	〃	別府農業協同組合
十四日	〃	〃	〃	〃	〃	佐治第二小学校
十五日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃	〃	〃	〃	智頭町役場那岐支所
十六日	午後一時から午後三時まで	〃	〃	〃	〃	土師支所
十七日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十八日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十九日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃	〃	〃	〃	〃
二十一日	午後一時から午後三時まで	〃	〃	〃	〃	〃
二十二日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十三日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十四日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十五日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十六日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十七日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十八日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十九日	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十日	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃 三十一日 午前九時三十分から午後三時まで

智頭小学校

鳥取県告示第四十九号

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)第十条の規定により、昭和三十一年度鳥取県身体障害者更生指導所入生の募集について、次のとおり告示する。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 入所期日 昭和三十一年四月十日

二 募集人員 機能回復訓練生 七名

職業訓練生 十八名

備考

出願期日及び手続 入所希望者は、昭和三十一年二月十五日までに鳥取県身体障害者更生指導所規程第十一条

第一項第一号に規定する入所願に健康診断書を添えて住所地在を管轄する福祉事務所に提出すること。

なお詳細については、町村役場、福祉事務所又は身体障害者更生指導所に照会すること。

鳥取県告示第五十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提

供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地
鳥振第一七六号 昭三八、一二、二五 山下 忍竹 味 鳥取市藪片町三四番地 住所に同じ

鳥取県告示第五十一号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により、昭和三十一年二月七日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげおそれがある物品の移入を禁止する区域として岡山市を指定する。

昭和三十一年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年二月七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

一 日時 昭和三十一年二月十日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県立高等学校等の設置に関する条例の制定について

2 その他

00512

公 告

昭和38年度第2回警察官(巡査)採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和39年2月7日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

- 1 採用予定人員 約 20人
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

- 1 学 歴 学歴は、問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- 2 年令及び性別 昭和14年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和39年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和21年4月1日までに生まれた者でも受験できます。

3 受験できない者

次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

- 1 方 法 警察官として必要な知能及び教養について、筆記試験(教養試験、作文試験)を行ないます。
- 2 日時及び場所 昭和39年3月8日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。開始時間及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。
- 3 第1次試験合格者の発表 昭和39年3月14日(土)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

1 方 法

- (1) 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。
- (2) 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。

- イ 身 長 おおむね162cm以上であること。
- ロ 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。
- ハ 視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
- ニ そ の 他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常がないこと。

- (3) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。

鳥取県公告第3502号(第3種郵便物認可) 昭和39年2月7日 金曜日

